



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *66 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)
- *67 和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課)

○ 告示

- 1271 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)
- 1272 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
- 1273 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 1274 換地処分の完了 (農業農村整備課)
- 1275 平成20年度紀南発信いつどこナビコンテンツ作成業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (道路政策課)
- 1276 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)
- 1277 " (")
- 1278 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 公告

- 入札公告 (道路政策課)
- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)

規 則

和歌山県規則第66号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

別記第17号様式を次のように改める。

別記第17号様式(第14条関係)

(所在地)

県税事務所長 印

(法人名)

法人県民税・事業税及び地方法人特別税更正決定通知書

下記のとおり更正(決定)しましたから指定納期限まで納付されたく通知します。

| 法人番号 | 事業年度 | 国税処理 | 申告 確定 修正 | 提出年月日 | 申告処理 | 指定納期限 |
|------------------------|------------------------|---------------|---|----------------------|------|-------|
| 事業税 | | 分割基準 | | | 県民税 | |
| 区分 | | 課税標準 | 税率 | 区分 | | 税額 |
| 所得割 | 総額 | | | 課税法人税総額 | | |
| | 本 県 分 | 年 万円以下 | /100 | 本 県 分 ① | | |
| | | 年 万円超 万円以下 | /100 | ① × /100 | | |
| | | 年 万円超 万円超 | /100 | 外国の法人税等控除額 | | |
| | | 計 | | 仮装経理控除額 | | |
| | 軽減税率 不適用 | /100 | 利子割額の控除額 | | | |
| 付加価値割 | 総額 | | | 差引法人税割額 | | |
| 資本割 | 本県分 | | /100 | 既納付税割額 | | |
| | 総額 | | | 租税条約に係る控除額 | | |
| 収入割 | 本県分 | | /100 | 既還付請求利子割額が過大である場合納付額 | | |
| | 総額 | | | 差引過不足税割額 | | |
| 地方法人特別税 | 合計事業税額 | | | 均 月 数 ② | | 月 |
| | 仮装経理に基づく事業税額の控除額 | | | 円 × ② / 12 | | |
| | 既に納付の確定した事業税額 | | | 既納付均等割額 | | |
| | 租税条約の実施に係る事業税額の控除額 | | | 差引均等割額 | | |
| | 差引過不足事業税額 | | | 差引過不足県民税額 | | |
| | 区分 | 課税標準 | 税率 | 利子割額 | | |
| | 所得割に係る 地方法人特別 税額 | | /100 | 控除しきれない金額 | | |
| | 収入割に係る 地方法人特別 税額 | | /100 | 既に還付請求した額 | | |
| | 合計地方法人特別税額 | | | 既還付請求利子割額が過大である場合納付額 | | |
| | 仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 | | | 利子割還付額 | | |
| 既に納付の確定した地方法人特別税額 | | | 1 不足税額については、延滞金を加算して納付してください。 | | | |
| 租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 | | | 2 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日 から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請 求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この 処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた 日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者 となります。)提起できることとされています。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後で なければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があ った日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は 手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ない でも処分の取消しの訴えを提起することができます。 | | | |
| 差引過不足地方法人特別税額 | | | | | | |
| 事業税及び地方法人特別税に対する加算金 | | | | | | |
| 区分 | 基礎となる税額 | 率 | 加算金額 | | | |
| 過少申告加算金 | | /100 | | | | |
| 加重分 | | | | | | |
| 不申告加算金 | | /100 | | | | |
| 加重分 | | | | | | |
| 重加算金 | | /100 | | | | |
| 合計 | | | | | | |
| 既に納付の確定した加算金額 | | | | | | |
| 差引過不足加算金額 | | | | | | |

別記第18号の様式を次のように改める。

別記第18号の2様式(第14条関係)

第 年 月 日

様

県税事務所長

印

法人事業税・地方法人特別税の更正の請求に関する通知書

更正した
地方税法第72条の49第4項の規定による請求について下記のとおり
請求の理由がない
ので通知します。

| | | | | | | | | | |
|------------|--|----------|--------------------------|-----------------------|--|---------|--|--|--|
| 本店所在地 | | | | 法人名 | | | | | |
| 本県内の主たる事務所 | | | | 代表者 | | | | | |
| 所在地 | | | | | | | | | |
| 事業年度 | | 自 年 月 日 | | 修正申告書の提出又は更正決定を受けた年月日 | | 年 月 日 | | | |
| 区分 | | 課税標準額 | | 税額 | | 請求書提出期限 | | | |
| | | 総額 本県分 | | | | | | | |
| 更正の対象となる税額 | 事業税 | 所得割 | 年400万円以下の金額 | | | 理 由 | | | |
| | | | 年400万円を超え年800万円以下の金額 | | | | | | |
| | | | 年800万円を超え年1,000万円以下の金額 | | | | | | |
| | | | 年1,000万円を超え年1,500万円以下の金額 | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | |
| | 付加価値割 | 付加価値額 | | | | | | | |
| 資本割 | 資本金等の額 | | | | | | | | |
| 収入割 | 収入金額 | | | | | | | | |
| 地特 方法税人 | | 基準法人所得割額 | | | | | | | |
| | | 基準法人収入割額 | | | | | | | |
| 更正額 | 事業税 | 所得割 | 年400万円以下の金額 | | | 理 由 | | | |
| | | | 年400万円を超え年800万円以下の金額 | | | | | | |
| | | | 年800万円を超え年1,000万円以下の金額 | | | | | | |
| | | | 年1,000万円を超え年1,500万円以下の金額 | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | |
| | 付加価値割 | 付加価値額 | | | | | | | |
| 資本割 | 資本金等の額 | | | | | | | | |
| 収入割 | 収入金額 | | | | | | | | |
| 地特 方法税人 | | 基準法人所得割額 | | | | | | | |
| | | 基準法人収入割額 | | | | | | | |
| お知らせ | <p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> | | | | | | | | |

附 則

- この規則は、平成20年10月1日から施行する。
- この規則による改正後の規則に定める様式は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税並びにこれらと併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

和歌山県規則第67号

和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則(平成18年和歌山県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号を次のように改める。

(10) 株式会社商工組合中央金庫

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1271号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年11月11日まで縦覧に供する。

平成20年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 申請年月日
平成20年9月11日
- 名称
特定非営利活動法人情報発信センター・たなべ
- 代表者の氏名
濱岸宏一
- 主たる事務所の所在地
和歌山県田辺市秋津町676番地の5
- 定款に記載された目的

この法人は、田辺市を中心とした地域の観光情報をあらゆる媒体を駆使し普及させるための各分野のエキスパートが中心となって設立するもので、地域の芸術・文化・歴

史・観光・公共、あるいは、商店街・土産品・イベントなどあらゆる情報を整備し、総合的に管理・運営・発信することを目的とする。

和歌山県告示第1272号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成20年9月16日指定した。

平成20年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 種 別 | 図 書 等 名 | コード番号 | 発行所名 |
|------|--------------------------|----------|---------|
| コミック | 無敵恋愛エスガール 10月号 | 08577-10 | ぶんか社 |
| コミック | Young Love Comic アヤ 10月号 | 18815-10 | 宙出版 |
| コミック | 恋愛白書パステル 10月号 | 19625-10 | 宙出版 |
| コミック | 恋愛天国パラダイス 10月号 | 09675-10 | 竹書房 |
| コミック | miniパラ ウーマン劇場 10月増刊号 | 11816-10 | 竹書房 |
| 月刊誌 | スコラ 10月号 | 15401-10 | スコラマガジン |
| 雑 誌 | DVDアイドル裏JAPAN海賊版vol.3 | 62872-06 | ブレインハウス |
| 月刊誌 | 実話マッドマックス 10月号 | 15279-10 | コアマガジン |
| 月刊誌 | 月刊クリーム 10月号 | 03299-10 | ワイレア出版 |
| 雑 誌 | 発掘!!お宝映像ハプニングアイドル集 10月号 | 07543-10 | 三和出版 |
| 月刊誌 | ブブカ 10月号 | 17885-10 | コアマガジン |
| 月刊誌 | 裏モノJAPAN 10月号 | 01805-10 | 鉄人社 |
| 月刊誌 | 特冊新鮮組DX 10月号 | 06681-10 | 竹書房 |
| 月刊誌 | 決定版! XX 10月号 | 13319-10 | ミリオン出版 |
| 月刊誌 | エキサイティングマックス! 10月号 | 02091-10 | ぶんか社 |
| 月刊誌 | 月刊エンタメ 10月号 | 02053-10 | 徳間書店 |
| 雑 誌 | ENJOY MAX vol.2 | 06232-10 | 笠倉出版社 |
| 雑 誌 | ジゲンR100 vol.08 | 05272-10 | 大洋書房 |
| 月刊誌 | ナックルズEX 10月号 | 16809-10 | ミリオン出版 |

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、

青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1273号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）マツゲン西庄店
和歌山市西庄字妙見441番1 他7筆
- 2 意見の概要
 - ・廃棄物については、一般廃棄物、産業廃棄物の区分を十分認識し、それぞれ適正に処理し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮してください。
 - ・騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努力してください。
 - ・屋外広告物を掲出する場合は、和歌山市屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努力してください。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成20年9月26日から平成20年10月27日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1274号

平成20年7月18日付けで計画決定した県営換地計画（県営中山間地域総合整備事業恋野地区7-2号団地）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成20年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1275号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度紀南発信いつどこナビコンテンツ作成業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
 - (1) 業務の名称
平成20年度紀南発信いつどこナビコンテンツ作成業務
 - (2) 契約期間
契約締結日から平成20年12月25日（木）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項
この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年10月14日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格が停止されていない者であること。
 - (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
 - (5) 役員（個人にあってはその者）に暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者がいないこと。
 - (6) 平成10年度以降に元請として、国等又は都道府県、市町村が発注した、和歌山県内における観光情報や地域情報に関してのパフレット及びホームページのコンテンツ作成業務（直接、地域におもむき情報収集し、作成したものに限る。）の実績（実施中のものを除く。）を有すること。
 - (7) 和歌山県内に本店又は支店、営業所等を有すること。
- 3 資格審査申請書及びその配布方法等
 - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類等は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札資格審査申請書
 - イ 業務実績調書
 - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 使用印鑑届
 - カ 直近2年分の事業年度の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）
 - ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ケ 2の(7)に掲げる支店、営業所の存在等を証明する書類

ただし、和歌山県の競争入札参加資格に登録されている者は、当該資格登録を受けていることを証する書面の写しを添付することにより、ウからキに掲げる書類を省略することができる。

(2) (1) のア、イ、オ及びクに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年9月26日(金)から平成20年10月10日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に(正午から午後零時45分までの間を除く。)、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年10月2日(木)午後4時までの間に和歌山県県土整備部道路局道路政策課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出

ファクシミリ又は電話により提出の指示をされた者は、指示された日から起算して原則として2日以内(休日含まない。)に提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県県土整備部道路局道路政策課
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3092
ファクシミリ番号 073-441-3017

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、当該通知が到達した日の翌日から起算して10日(休日含まない。)以内に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) (2) の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1276号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

橋本市

2 都市計画事業の種類及び名称

橋本都市計画下水道事業 橋本市公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和59年3月13日
至 平成26年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成19年和歌山県告示第1193号の事業地のうち、大字慶賀野字下垣内及び大字橋谷字上河原地内において事業地を変更する。

和歌山県告示第1277号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

橋本市

2 都市計画事業の種類及び名称

高野口都市計画下水道事業 高野口町公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和60年2月7日
至 平成26年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成17年和歌山県告示第1218号の事業地に、大字名倉字北山五ノ切及び字田原谷下ノ切、字田原谷上ノ切を加える。

平成17年和歌山県告示第1218号の事業地のうち、大字名倉字北山四ノ切、大字名古曾字尾崎地内において事業地を変更する。

和歌山県告示第1278号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| | | | | |
|----|--|-----|----|----|
| 指定 | | 申請者 | 指定 | 道路 |
|----|--|-----|----|----|

| 番号 | 指定位置 | 住所名 | 年月日 | 幅員 メートル | 延長 メートル |
|------|--|---|---------------|--------------|----------------|
| 2993 | 岩出市赤垣内 字宮103番1の 一部、曾屋字 宮2番1の一部、 2番2の一部、 3番4の一部、 2番6、水路 | 奈良県五條市 田園二丁目2 番地1 株式会社井上 地所 代表取締役 井上猛 | 平成 20.9.12 | 6.00 6.00 | 44.70 41.50 |

公 告

入 札 公 告

平成20年度紀南発信いっどこナビコンテンツ作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号 平成20年度きユ地情第2号
- (2) 業務の名称 紀南発信いっどこナビコンテンツ作成業務
- (3) 業務の内容 仕様書による。
- (4) 業務の期間 契約締結日から平成20年12月25日（木）まで
- (5) 予定価格 2,289,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 支払条件 前払金：無
部分払：無

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1275号に規定する平成20年度紀南発信いっどこナビコンテンツ作成業務に係る競争入札参加資格を有すること。

なお、本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、当該審査に係る事前の手續等は要しない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県県土整備部道路局道路政策課

(2) 日時

平成20年9月26日（金）から平成20年10月10日（金）までの間の和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後零時45分までの間を除く。）

4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 日時

3の（2）に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、平成20年10月2日（木）までに和歌山県県土整備部道路局道路政策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 日時

3の（2）に同じ。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 404号室

イ 入札日時

平成20年10月14日（火）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する
とおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部道路局道路
政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予
定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込み、
入札参加資格を有すると確認された者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある
ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を
決定するものとする。この場合において、当該入札者の
うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がある
ときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和
歌山県県土整備部道路局道路政策課の職員にくじを引か
せるものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称
及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県県土整備部道路局道路政策課

(2) 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3092

ファクシミリ番号 073-441-3107

(3) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通
貨は、日本語及び日本国通貨とする。

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定
により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告す
る。

平成20年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| | |
|----------------------------|---|
| 開発区域又は工区 に含まれる地域の 名称 | 田辺市宝来町896番2、896番9、897番3 |
| 許可を受けた者の 住所及び氏名 | 和歌山市新中島63番の3 大和ハウス工業株式会社 和歌山支店 支店長 串田誠治 |